

農林水産省 令和2年度輸出環境整備推進委託事業

(食品規格等調査) 調査報告書

中華人民共和国

食品行政機構及び関連法令

1. 食品安全管理に係る行政機関.....	1
2. 食品関連法令.....	2

本報告書は、農林水産省の委託を受け、アルゴリンクス株式会社が調査を行い、取りまとめたものである。アルゴリンクス株式会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。これは、たとえ、アルゴリンクス株式会社がかかる損害の可能性を知らされていた場合も同様とします。

なお、食品、添加物等に関する国際的な基準及び許認可は頻繁に変更されており、信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。したがって、実際の利用に当たっては、対象国の最新の情報をご確認ください。

中国政府は、食品の安全性を国の政策と規制における最優先分野と位置付け継続的に取り組んでいる。主要な課題としては、微生物汚染、過剰な農薬や動物用医薬品の残留、食品添加物の不適切な使用、偽造品の販売がある。

現在、中国政府は 2015 年の食品安全法の改正準備を進めており、2020 年には、パブリックコメント向けに、「輸出入食品の安全性に関する行政措置」草案、「海外輸入食品製造業者登録行政措置」、「食品表示の監督管理に関する措置」、その他 2 つの表示基準など、複数の重要な食品・農業輸入規制および基準案を発表した。これらの措置と基準の草案は、2021 年に最終決定され、多くの規制改正が行われる可能性が高い。

1. 食品安全管理に係る行政機関

2018 年 9 月に中国国務院は、「市場規制のための州政府の機能構成、内部機関および人員配置に関する規定(国家市場監督管理局职能配置、内设机构和人员编制规定)」を発表し、食品管轄を含む大幅な政府組織の再編が行われた。

1) 中国市場監督管理総局(SAMR)

中国市場監督管理総局(State Administration for Market Regulation: SAMR)は、2018 年に、これまで品質監督検閲検疫総局(AQSIQ)、中国食品医薬品局(CFDA)、工商行政管理本局(SAIC)が管理していた市場規制機能を統合した中国国務院の直属行政機関である。

SAMR は、食品安全に関連する主要な法律や政策、規則の整備や国内市場検査の実装、特殊食品の登録、消費者保護を含む中国の食品安全の包括的な行政を担当している。

2) 中国国家衛生健康委員会(NHC)

中国国家衛生健康委員会(National Health Commission of the Peoples's Republic of China: NHC)は、中国国務院の行政組織であり、保健政策や公衆衛生サービス全般に関する規制や政策を策定し実施する。食品の安全規制においては、食品安全リスク評価を担当する。NHC は SAMR や他の部門と協力して食品安全におけるリスク管理計画を策定し、実施している。「市場規制のための州政府の機能構成、内部機関および人員配置に関する規定(国家市場監督管理局

职能配置、内设机构和人员编制规定)」では、食品安全分野における NHC と SAMR の役割が明記され、NHC は国家食品安全基準の大部分を策定している。

3) 中国海関総署(GACC)

中国海関総署(General Administration of Customs of the People's Republic of China: GACC)は、中国国務院の直属機関で中国の税関本部であり、全国で 678 の税関を通じて運営されている 42 の税関地区を監督している。主に治安と国境保護、物品の出入国検査、輸出入関税の徴収を担当しており、入国港での食品・農業検査、輸出入政策の管理も行っている。GACC の輸出入食品安全局は、中国への輸出用に特定の食品・農産物を生産する外国施設の登録を担当している。

4) 中国農業農村部(MARA)

中国農業農村部(Ministry of Agriculture and Rural Affairs of the People's Republic of China: MARA)は、中国国務院の行政組織であり、作付けや繁殖から卸売と小売市場まで国内で生産された農産物の品質と安全性の規制を担当しており、その管轄範囲は、製品が食品加工業者のもとに届くまでである。同省はまた、農薬と動物用医薬品基準、動植物の病気の予防と管理、家畜と家禽の屠殺、生乳生産の規制も担当している。さらに、市場アクセスの問題や製品のトレーサビリティについて SAMR や GACC と協力しており、農業バイオテクノロジーの規制も担当している。

5) 中国商務部(MOFCOM)

中国商務部(Ministry of Commerce: MOFCOM)は、中国国務院の行政組織であり、経済と貿易を管轄する。ケータリングサービスや酒類の流通を規制し、世界貿易機関(WTO)に関連する問題も管理している。発行機関と協議の上、WTO 衛生植物検疫(SPS)委員会や貿易の技術的障壁(TBT)委員会に通知を送る中国の国家通知機関としての役割を果た

している。

6) 中国公安部(MPS)

食品・薬物違反の刑事捜査部分は中国公安部 (Ministry of Public Security of the People's Republic of China: MPS) が担当しており、食品ならびに薬物関連犯罪に対応する食品薬品犯罪偵査局 (Food and Drug Related Crime Investigation Bureau) がある。

2. 食品関連法令

中国の食品安全に関する法的枠組みは、主に「食品安全法(中华人民共和国食品安全法实施条例)」や「農産物品質安全法(中华人民共和国农产品质量安全法)」、「消費者権利保護法(中华人民共和国消费者权益保护法)」、「輸出入商品検査法(中华人民共和国进出口商品检验法)」で構成されている。

1) 食品安全法

現在の食品安全法は、2015年、全国人民代表大会で食品安全法の改正版が公布され、その法律は2015年10月1日に施行された。「2015年食品安全法」には、10章154条が含まれており、同法の内容は以下の通りである

- 国内の食品安全の規制・執行権限を統合する(現在、中国市場監督管理総局(SAMR)が管轄)
- 食品生産段階での監督を重視。
- 食品事故に関する、食品生産者、委託生産者、取扱企業、食品を扱う電子商取引業者の責任を明確にし、責任を負わせる。
- 食品安全モニタリング等のリスク管理制度の最適化による食品事故の予防措置。
- 保健食品や乳児用粉ミルク、医療向け食品などの特殊食品に対する監視。
- 違法、規則違反行為の厳罰措置(刑事罰を含む)。

同法は、乳児用粉ミルクの配合の登録や食品輸入業者による外国の輸出業者や生産会社の現地評価、輸入業者による食品のリコールなど、いくつかの新たな要件を課しており、さらには電子商取引の販売チャネルにおける食品の安全性にも対応している。

食品安全法施行規則

食品安全法の施行規則は、2019年10月に中華人民共和国国務院令第721号にて改正され、2019年12月1日より施行された。同施行規則は、食品生産者と事業者が食品の安全性について一義的な説明責任を負う規定や中国で販売される食品や農産物のトレーサビリティの重要性など、食品安全法自体に見られる原則を反映したものとなっている。

食品およびその他製品における安全監督管理強化特別規定

同特別規則は2007年7月に国務院令第503号として公布された。この規則は、食品の安全性に関する責任の分担を食品の生産者と販売者、食品安全規制当局にとって明確なものにしており、さらには生産者と取引業者が、自ら生産・販売する食品の安全性について一義的な責任を負うことを強調している。

2) 農産物品質安全法

「農産物品質安全法」は、農産物および農薬・肥料の品質や安全性の管理に関わるものである。これらの製品が市場に流通すると、「食品安全法」の対象となる。

「農産品品質安全法」は 2006 年に中華人民共和国国務院令第 49 号にて公布された。2019 年 6 月 17 日、MARA は同法の改正案(中华人民共和国农产品质量安全法修订草案(征求意见稿))を公表し、意見公募を実施している。法案では、以下のような内容が示されている:

- 2018 年の政府再編に伴う管轄の変更。
- 「食品安全法」「土壤污染防治法」などや「農薬管理規則」、「動物用医薬品管理規則」などに抵触する条文を改正。
- 農業土壌と農業生産の全過程の監督を強化。
- 農薬・肥料等の監視強化やトレーサビリティ制度の確立。
- 農産物の資格証明制度と農産物の品質と安全性のトレーサビリティ制度の確立。

3) 消費者権利保護法

2013 年、中国は「消費者権利保護法」の改正案を可決し、2014 年 3 月 15 日に施行された。消費者の安全と食の安全に関わる事件を考慮し、改正案にはオンラインショッピングや製品のリコール、不適合食品の購入に関連している消費者への補償に関する問題に対処するための条文が追加されている。

なお、2016 年 11 月に、中国国務院は同法の施行規則案「消費者権利保護法施行規則案(中华人民共和国消费者权益保护法实施条例(送审稿))」を公表したが、現在に至るまで施行規則は確定していない。

4) 輸出入商品検査法

同法は 1989 年に公布され、検査対象となる輸出入商品目録に記載されている食品を含むすべての輸出入商品に適用される。同法では、製品別の通関ガイドラインや必要書類のチェックリストが定められている。政府の再編を反映して 2018 年 4 月に改正版が公布され、これに伴い、「輸出入商品検査法施行規則」も 2019 年 3 月に改正された。

5) 輸出入食品安全管理のための措置

2011 年 9 月 13 日、品質監督検疫総局(AQSIQ)は政令第 144 号「輸出入食品の安全性に関する行政措置(进出口食品安全管理办法)」(2012 年 3 月 1 日発効)を公布したこの措置は、外国の食品生産者の登録要件や輸入食品の検査手順、リスク警告などに関する、食品の輸出入の検査と監視における中心的な規則であり、同措置は 2016 年と 2018 年の 2 回、運用上の軽微な改正されている。

また、2020 年 6 月に中国海関総署(GACC)は、同規則に関する意見募集用草案を発表し、2020 年 11 月には草案が WTO に通達されている。草案は、香港とマカオに供給される食肉、水産、乳製品、蜂蜜、野菜の検査と検疫やいくつかの行政措置が変更され、数年の間に発展した輸入と輸出の食品安全規制システムの内容を反映している。また、同措置には、中国に食品を輸出する海外施設の輸入者の審査および検査に関する要件も含まれている。同規則は、2021 年には改正が発表される可能性がある。

6) 国家食品安全基準

国家食品安全基準は、国内及び輸入品の両方に適用される強制的な基準である。これらは、中国国家衛生健康委員会(NHC)と中国市場監督管理総局(SAMR)が策定と実施を担当している。

2020 年 10 月 23 日時点で、1,311 の国家食品安全基準が発行され、これにより中国の食品安全基準の枠組みを確立し

ている。国家食品安全基準の一覧は、中国国家衛生健康委員会(NHC)のホームページで確認することができる。

2020年10月23日時点の国家食品安全基準の構成:

- ・ 一般基準 12
- ・ 食品規格 70
- ・ 栄養および特別食基準 9
- ・ 食品添加物品質仕様基準 604
- ・ 食品栄養強化剤品質仕様基準 50
- ・ 食品関連製品規格 15
- ・ 適正製造基準 30
- ・ 物理的および化学的検査の方法と手順の基準 229
- ・ 微生物学的試験方法および手順基準 32
- ・ 毒性試験の方法と手順の基準 28
- ・ 残留農薬検査方法基準 116
- ・ 動物用医薬品残留物試験方法標準 38
- ・ その他 78